○国土交通省告示第四百十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―1549	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＡＺ－ＦＥ２	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第四百十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―1943	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＧＨＬＦ－ＤＢＡ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊎Ｇ―1944	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　〃　ＭＡ－ＧＨＬ５－ＤＢＡ１	
㊎Ｇ―1945	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　〃　ＭＡ－ＧＨＬ５－ＣＢＡ１	

○国土交通省告示第四百十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－39Ｒ－000002	速度計　トヨタ　ＸＭ20（ＪＰ）	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
Ｅ43－39Ｒ－000003	速度計　トヨタ　ＸＭ20（ＪＰ－Ａ）	〃

○国土交通省告示第四百十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―141	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＳＤ―3126Ｂ	新キャタピラー三菱株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号
㊎ＧＳ―148	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　3176	〃
㊎ＧＳ―149	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　3196	〃
㊎ＧＳ―150	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　3406Ｅ	〃
㊎ＧＳ―165	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　3013Ｃ	〃
㊎ＧＳ―308	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　Ｃ13	〃
㊎ＧＳ―309	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　Ｃ11	〃
㊎ＧＳ―314	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　Ｃ15	〃
㊎ＧＳ―317	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　Ｃ７	〃

○国土交通省告示第四百十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―1106	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＫＲ－ＦＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎Ｇ―1107	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　〃　ＤＢＡ－Ｋ３－ＶＥ	

○国土交通省告示第四百二十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―170	一酸化炭素等発散防止装置　パーキンス　ＳＢ－ＲＥ－ＭＳＫ01	エム・エス・ケー農業機械株式会社　東京都豊島区西池袋３丁目27番12号
㊎ＧＳ―171	一酸化炭素等発散防止装置　パーキンス　ＳＢ－ＲＧ－ＭＳＫ02	〃
㊎ＧＳ―172	一酸化炭素等発散防止装置　パーキンス　ＳＣ－ＲＫ－ＭＳＫ03	〃

○国土交通省告示第四百二十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―1108	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡ１ＫＲ－ＦＥ－１	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎Ｇ―1109	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫ３－ＶＥ－１	〃
㊎Ｇ―1662	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＡＢＡＫＪ－ＶＥＴ－１	〃

○国土交通省告示第四百二十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―159	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＣＡＴＣ―15	キャタピラー・パワー・システムズ・インク　神奈川県相模原市田名3700番地
㊎ＧＳ―169	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＣＡＴＣ―10	〃